中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づく

特定中小企業者の認定申請について

○　 対象者

　・自然災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じる特定の地域の中小企業者

　・新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者

○　 認定要件

（イ）申請者が、法第２条第５項第４号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において、原則１年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）法第２条第５項第４号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近１か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比して２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期と比して２０％以上減少することが見込まれること。

○　申請に必要なもの

１．認定申請書　　１部

２．誓約書　　　　１部

３．委任状　（代理申請の場合）　　１部

４．会社概要または会社案内のパンフレット等　　１部

（資本金、従業員人数、業務内容が記載されたもの）

５．履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後３か月以内の原本または写し　　１部

　　　※個人事業主の場合は不要

６．確定申告書または決算書の写し（直近決算期分）　　１部

７．認定申請書に記載されている内容（数字）が確認できる資料

（月次試算表、損益推移表、損益計算書、売上台帳等）

８．売上高等チェックシート（指定様式）　※事前計算してください。　　１部

○　申請と認定の手続きについて

１．書類がそろいましたら産業環境課窓口に提出してください。

２．認定申請につきましては、すべて実印（法人にあっては会社印）を使用してください。

３．認定申請につきましては、１週間ほど余裕をもってお申し込みください。

認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、産業環境課窓口まで直接受け取りにお越しください。

４．委任状による代行も可能です。代理人の方が申請に来る場合には、必ず委任状をお持ちください。

問い合わせ先

檜原村産業環境課観光商工係

電話　042-598-1011内線128・122